平成30年2月23日 第11967号

	T //X, 0 () T	٠ /١	2 0	Н																	N1 I	3017
Ī	0	0	0	0		の	0	0	0	0	申	0		0	0	0	0	0	0			Is	हो
	資金管理団体の届出事項	政治団体の解散	政治団体の代表者等の異	政治団体の名称等の公表	【選挙管理委員会】	の完了	開発許可を受けた開発行	"	道路の位置の指定	土地収用法に基づく立入	中請	特定非営利活動法人の定	【公告】	保安林の指定施業要件の	土地改良事業の施行認可	特定計量器定期検査	指定介護予防サービスの	指定居宅サービス等の事	食品衛生責任者の養成講	【告示】	目次	1 男 4	ĹĮ
	の異動		動		会】		為に関する工事			りの許可		款変更の認証の		変更予定			事業の廃止	業の廃止	講習会の認定				
	II	"	IJ	選挙管理委			"	IJ	建築指導課	監理課		県民生活交		治山課	耕地課	産業企画課	"	長寿社会課	生活衛生課		担当課(β L y	
				委員会								通課									(室)	4	7
																							目次
																							担当課(室)

◎岡山県告示第七十九号

する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。 食品衛生法施行条例(平成十二年岡山県条例第三十七号) 別表第一 の第三の二に規定

平成三十年二月二十三日

太

認定年月日

主催者の名称等平成三十年二月十五

一般社団法人岡山県食品衛生協会

主催者の主たる事務所の所在地

商山市中区古京厅一丁目一番一七

受講の申込の受付日及び受付場所

3

講習会の当日に会場で受け付ける。

二 講習年月日及び開催場所

岡 山 市
津山市
岡山市

平成三十年七月十九日(木)	倉敷市
平成三十年八月十五日(水)	岡山市
平成三十年八月三十日(木)	津山市
平成三十年九月五日(水)	圈山卡
平成三十年九月十二日(水)	倉敷市
平成三十年十月四日(木)	高梁市
平成三十年十月五日(金)	岡山市
平成三十年十一月十九日(月)	岡山市
平成三十年十一月二十一日(水)	倉敷市
平成三十年十二月五日(水)	津山市
平成三十年十二月十九日(水)	岡山市
平成三十一年一月十日(木)	倉敷市
平成三十一年一月十六日(水)	岡山市
平成三十一年二月五日(火)	岡山市
平成三十一年二月二十日(水)	笠岡市
	_

 五
 受講判

 五
 受講判

 五
 受講判

 二時間
 二時間

 五
 受講判

岡山市	平成三十一年三月八日(金)
倉敷市	平成三十一年三月六日(水)

◎岡山県告示第八十号

項 介護保険法 規定により、 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項及び第百十五条の 次のとおり指定居宅サー ビスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業 五第二

を廃止する旨の届出があ

平成三十年二月二十三日

木

太

事業所の名称及び所在地

・ステー

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見四 九 九 エ モ四〇三号

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 ・ステー 彐

所在地

2

岡山県浅 П 市 鴨方 町 六条院中一三三一

三 廃止年月日

平成三十年一月三十 介護保険事業所番号

兀

三三七二七〇〇九八三

サービスの 種類

五

訪問介護

介護予防訪 問介護

業所 0 名称及び 所在地

1

般財団 法人共愛会訪問 入浴あおぞら

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町吉原三〇六ケアウ 工 ブ

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

一般財団法人共愛会

2

岡山県苫田郡鏡野町吉原三一二番地

廃止年月日 介護保険事業所番号 平成三十年二月十五

兀

サービスの種類

三三七三五〇〇一一九

五

◎岡山県告示第八十一号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、

とおり指定介護予防サー ビスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年二月二十三日

事業所の名称及び所在地

太

1 名称

JUNOデイサービスセンター

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県総社市宿一七〇-三

2

有限会社J

Ŭ

別 1 具念とうとつご 所在地

2

岡山県総社市泉一五-四四

三 廃止年月日

介護保険事業所番号平成三十年二月二十八日

兀

三三七〇八〇〇九八三

サービスの種類

五

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

JUNOデイサ

ピ

スセンタ

ほっと

1

2 所在地

一 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県総社市宿一六六ー

1 名称

有限会社JUN

岡山県総社市泉一五-

2

介護保険事業所番号 平成三十年二月二十

兀

三三七〇二〇四三六八

五.

介護予防通所介護

事業所の 名称及び所在地

恵介護サー

2

岡山県浅口市鴨方町本庄九四三

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

有限会社石井運送

2

所在地

廃止年月日

岡山県浅口市鴨方町本庄九四三

平成三十年二月二十八

介護保険事業所番号

兀

三三七二七〇〇七四四

サービスの種類

五.

介護予防訪問介護

事業所の 名称及び所在地

デイサー ビスセンタ かっこう花

2 所在地

岡山県高梁市川上町上大竹一六三二番地一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人旭川荘

岡山県岡山市北区祇園八六六番地

廃止年月日

平成三十年三月三十一

介護保険事業所番号

三三七三二〇〇一七三

兀

五.

◎岡山県告示第八十二号

期検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定

量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除 分銅及びおもりとする。 対象となる特定計量器は、 \mathcal{O} よう量が五百キ 口 グラム以下の 非自動は

平成三十年二月二十三日

岡山県知事

太

定期検査を行う区域、 場所及び期

区域	場	期
非 山 冇	岡山県汁量管里センター(岡山	平戊三十再四月一日から平戊三十
井原市	市北区今保六六一)(特定計量	一年三月三十一日までの期間内に
総社市	器検定検査規則(平成五年通商	おいて別途指定する日
備前市	産業省令第七十号)第三十九条	
赤磐市	第一項各号に掲げる場合にあっ	
美作市	ては、その特定計量器の所在の	
和気郡	場所)	
勝田郡		
英田郡		
久米郡		

実施機関

岡山県指定定期検査機関 般社団法

◎岡山県告示第八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第一項の規定により、

土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成三十年二月二十三日

土地改良事業を行う者の名称

岡山県知事

原木

太

地区名及び工種

児島湾土地改良区

地区名

西七区支線64号

平成三十年二月十四認可年月日

工

農業用用排水施設

"

◎岡山県告示第八十四号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があ

平成三十年二月二十三日

太

指定施業要件の変更予定に係る保安林 の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間 及び

2

次のとおりとする。

及び 「次のとおり」 は省略 及び 関係書類を岡

見市役所に備え置い て縦覧に供する。)

〔六九〕特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年二月二十三日

木

太

平成三十年二月十五

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人菜のはな

三 代表者の氏名

兀

主たる事務所の所在地

倉敷市児島赤崎四丁目八番二四号

五

定款に記載された目的 倉敷市並び に周辺市 町村の高齢者及び障害者に対して、

等の介助支援事業を行い、 心豊かな社会生活を送る手助けを推進し、

広く地域福祉の

在宅訪問介護

向上に寄与することを目的 とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

岡山県公報 第11967号 平成30年2月23日

Ō 土地収用法 (昭 和二十六年法律第二百十九号) 第 十 条第一 項本文の規定によ

次 \hat{O} とおり 事業 0 準備の ため の土地立入りを許可した。

平成三十年二月二十三日

知 原 木 太

起業者の 中国 電力株式会社

特別高圧架空送電線路 玉野三蟠線新設工事

三 立入り 目的

兀 立入りの 期間 平成三十年二月二十三日から平成三十 一年三月三十一日まで

Ŧī. 立ち入ろうとする土地の区域

字拾割 字拾壱割、

字拾弐

市中区江並字九 割、

南区郡字西松尾、 字中松尾、 字東松尾、 字清水谷、 字巖石、

字松山、

字東泉

字道違、 字相撲場、 字東奥、 字城山 字城山下、 字隅床、

字高山、 字高山下、 字寺岡、 字中須賀、 字極楽

字鳶ノ巣、 字宮ノ上、 字宫 ノ 前、 字岩戸嶽、

飽浦字寺上、

字龍向寺、

字真肌、

字下焼山、

字新五郎谷、

字梶畑、

字山本、

字山本辻、 字一本松、 字大濱、

北浦字奥ノ池、 字中 う山、 字尺之山

宮浦字西干川、 字飽浦境

玉 野市八浜町見石字北佐古、

次のとおり道路の位置を指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に

その関係図面については、

岡山県備中県民局建設部管理課におい

平成三十年二月二十三日

指定年月日	道路の位	置	(メートル)(メートル) 道路の幅員 道路の延長	道路の延長
建第二)四三子 岡山県指令備中局		四	六・〇〇	六・〇〇 三九・〇〇
平成三十年二月十	五二番四		五.	五・〇〇二六・三〇
五日				

岡山県知事 太

[七二] 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に

次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい

平成三十年二月二十三日

岡山県知事

五日平成三十年二月平成三十年二月	指番定
形成三十年二月十 第二○四四号 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	年 月 日 号
高梁市落合町阿 九、字原一二一 一	道 路
番二〇 九、字原一二一二番一七、一二一二	の位
二 八 一 五 二 番	置
五 · ○ ○	(メートル)(メートル道路の幅員 道路の延長
二 五 · 三 〇	(メートル)

[七三] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年二月二十三日

原木

太

総社市上林字鷺瀬一一〇一四、一一〇一開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市神田二丁目一一—一六リミエ

 $\overline{\bigcirc}$

井手ノ瀬幸奈

井手ノ瀬拓郎

岡山県指令建指第二七〇号

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委 員

員

長

藤

原

健

補

平成三十年二月二十三日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

山下周吾後援会 藤井たつこ後援会 竹久たもつ後援会 岡山県石材業政治連盟 次世代の津山を考える会 政治団体の名称 河 藤 竹 角 清 代表者の氏名 井 久 上 田 水 恭 立 志 陛 子 保 浩 藤 奥 小 竹 Ш 会計責任者の氏名 井 久 村 野 下 喜代秀 文 哲 純 秋 子 江 美 浅口市金光町大谷二九四-九 勝田郡勝央町植月東一一一七 津山市北園町八一四 笠岡市港町 一一七 主たる事務所の所在地 鴨方町六条院中三六三七 平成三〇・ 一・二三 IJ 届出年月日 -· ---

五.

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年二月二十三日

Щ
県
選
挙
管
理
委
員
会

補

岡

政台団本の名称	政党の支部	
代表者の氏名		
異動事頁		
新		
日		委
		員
		長
		藤
		原
異動 手目		健
日		壮

									_			
山本重行後援会	"	山野通彦後援会	草加のぶよし後援会	岸やすひろ後援会		岡﨑弥太郎後援会	いいづな洋平後援会	政治団体の名称	二 その他の政治団体(政党	会	民進党岡山県総支部連合	政治団体の名称
Щ	"	土	日	後		岡	飯	代	(政党及び		難	代
本		井	笠	藤		﨑	綱	表 者	政治資:		波	代表者の
重		重	勝	益		弥太郎	洋	の氏	資金団:		奨	氏
行 "	\triangle	光	己	男		郎主	平	名	団 体 以		<u>-</u>	名
"	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名		土たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	異動事項	以外の政治団体)		主たる事務所の所在地	異動事項
Щ	山	小田	日	福	六	岡山	飯				岡山	
本	野	田郡矢	笠	寺		市北	綱	新			市北	新
峰子	通彦	矢掛町小林二六八	勝己	環加奈		区奉還町 - 〇 三四 二	洋平				区京町一三―五高田ビル一F	
山 上	坂	小田	赤	堀		岡山土	飯				岡山井	
本	本眞	郡矢掛	田	充		甲東区	綱浩	旧			市中区	旧
登	三郎	町小田五五五七—一	岡リ	典		山市東区西大寺中野本町三—一六					円山一〇七	
11	11	11	平成	平成		"	平成	里			平成	異
			平成三〇・ 一・三〇	平成二九・一二・二八			平成三〇・	異動年月日			平成三〇・ 一・一六	異動年月日
	11		•	· 			•	月 日			•	月日
一 - 九		•	<u>.</u>	<u>·</u>		•	•				•	
九		九	$\overline{\bigcirc}$	八		七	九				六	

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年二月二十三日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

津山市政を改革する市民の会

塩見よしあき後接会

代表者の氏名

波祺

久

北 難

Ш

解散年月日

平成二九・一二・二八

平成三〇・ 一・二六

県 選 挙 管 理 委 員

岡山

藤原

員

長

健

補

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年二月二十三日

出をした者の氏名 資金管理団体の届

資金管理団体の名称

岡

弥太郎

岡﨑弥太郎後援会

異動事項

主たる事務所の所在地 岡山市北区奉還町一-一〇-三四-二〇

六

新

旧

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委

員

長

員

藤 原

健

岡山市東区西大寺中野本町三—一六

異動年月日